令和８年度９月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和８年　９月２４日（木）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員１０名（欠席３名）

１　沖田　浩	２　植田　眞二	３　藤井　晴之	４　椿　　徹
５　種　　克也			８　服部　信彦
９　大石　幹夫	10　三上　孝行	11　寺田　博樹	
13　柘植　　勲			

出席推進委員１２名（欠席４名）

１　山根　悦文	２　高橋　道明		
５　迫田　尚樹	６　田中　昭文	７　川本　雅雄	８　東　　廣司
	10　三上　好文	11　土井　英徳	12　三田　　誠
13　沖　　征和	14　柘植　義徳		16　和田　清文

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第４号　農業振興地域整備計画の変更について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議　長	令和8年第6回の邑南町農業委員会の総会を開催したいと思います。まず、会長挨拶ということで。今日ここに、資料に配ってる××7割、8割方終わって。天候にも恵まれて、かなり順調にすんだんではないかと思います。一方で、今年は大変台風が到来が多くて、テレビで毎日報道していますが。関東の方では、大きな被害が起きているようです。幸い、邑南町には大きな被害がなく、稲刈りも順調に進んで安心しているところでございます。このところ、日中と夜の気温差がかなり激しくなってまいりましたので、皆様方におかれましても、体調に気をつけて、過ごしていただきますようによろしくお願い致します。今日は、議案がかなりたくさんありますので。9月として、農業振興地域の変更の申請もありますので、よろしくお願いいたします。本日の欠席ですが。6番の荒木委員。7番の片岡委員。それから、12番の松﨑委員。それから、推進委員さんが4名の欠席となっております。よろしくお願いいたします。 それでは、議題に入っていきたいと思いますので、事務局の方から議題1号議案について・・。すみません。議事録の署名委員の指名ですが。13番の柘植委員さん。それから、2番の植田委員さん。よろしくお願いいたします。では、事務局よろしくお願いします。
事務局	はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。今月は2件です。 始めに、申請番号083-18。農地の所在は、八色石××。登記地目、田。面積が891㎡。同じく、八色石××。登記地目、田。面積、1367㎡。同じく、八色石××-×。登記地目が田。面積が1004㎡。同じく、八色石××-×。登記地目、田。面積が961㎡。同じく、八色石××-×。登記地目、田。面積が1242㎡。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は〇〇〇〇さん。譲受人は●●●●さんです。 続きまして、申請番号083-19。農地の所在は中野××-×。登記地目が畑、面積が61㎡。同じく、中野××-×。登記地目畑。面積が271㎡。同じく、中野××。登記地目が畑。面積が32㎡。同じく、中野××。登記地目が畑。面積が200㎡。同じく中野××-×。登記地目が畑。面積が225㎡。同じく、中野××。登記地目が畑。面積が236㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。以上2件です。
議　長	はい。ありがとうございます。 では、083-18の案件につきまして。今日は、松崎委員が欠席ですので。三上推進委員。現地確認と、聞き取りの調査を、報告をお願いいたします。
推10番	失礼します。今日、松崎委員が不幸ため、休みですので。私が三上が代わりにさせていただきます。受渡人の〇〇さんですけども。今日、初めて聞く名前です。それで、この、代理人の行政書士さんの＊＊さんという方が、今の所有者所有者の@@@@さんですけれども。この方が、去年亡くなりまして。家に誰も、継げる人もなく、それで今のこの＊＊さんというのは、代理人として、今家を取り壊しというか。今、田畑やらの処分の担当をしておられるみたいです。その人が、〇〇さんに頼まれたのかもしれませんけども。この田を何とかしてくれと言う

	て、いう話であって。この譲受人の●●さんですけども。この○○さんから、この田んぼを、もうあげるけ作ってくれと。いうふうに言われたそうです。現在も●●さんが、もうここ何年も耕作されております、関係上。今年も作付けされておりますし。これからも、ほいじゃあ。私が死ぬまでやらしてもらういうんで。約束されたそうです。それ以外のことは、何も分かりませんけども。松崎委員がどこまで、この譲渡人の○○さんから聞かれておるかいうのは全然分かりません。ただ、●●さんは譲受人として、この田んぼを作付というのは全然問題はないと思います。以上、私が分かるまではここまでです。
議　長	はい。ありがとうございます。事務局なんか、松崎委員から、もし聞かれとるありましたら・・・・。
事務局	はい。補足です。この、譲渡人の○○さんについては、先ほど三上推進委員さんが報告していただいた通り。元の所有者の＊＊さんの方が、お亡くなりになられた都合で、相続人、相続の方を○○さんがされたということで、血縁関係があると言うふうに伺っております。三上推進さんがおっしゃられたように、行政書士さんの方が財産の処分等、全部＊＊さんの方からの遺書等で委託といいますか。委任されているという状況だそうです。この度、第三者に譲渡すにあたって。一旦、相続をする。してから譲り渡すというところで、今回のこの譲渡しの○○さんという方が、相続人。としてなられた。さっき説明いただいた通りで、●●さんの方に農地、田んぼの方については、お譲りするというふうに伺っております。で、現に耕作も●●さんがされておる。過去も、ずっと●●さんがされているというふうに伺っております。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、ただいま説明がありました。083-18 につきまして。ご意見、ご質問のある方は挙手の上発言をお願いいたします。
？？？	ありません （意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決に入りたいと思います。083-18 につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、083-19 の案件につきまして、担当委員の柘植委員さん。聞き取り並びに、現地確認の報告をお願いいたします。
１３番	申請番号 083-19。9 月 9 日、11 時 30 分から、私と沖さんで現場管理を行いました。申請人の▲▲▲▲さん立ち会いのもと、現場確認を行いましたが。はっきりしないため、日野工務店が家屋や畑の譲渡に加わっているため、場所の確認をお願いしました。それと、譲渡し人の△△△△さんに連絡がつかない為、9 月 11 日。￥￥行政書士に電話にて、農地所有権、以上の事実内容を確認しました。申請地ですけども、議案書を 3 ページをご覧ください。石見地域、中野地区にあり。地区名で言いますと善教寺になります。県道浜田作木線、善教寺橋から 100m南に入った位置になります。譲受人の▲▲▲▲さんですが、現在の△△△△さんの家屋を、邑南町空き家バンクから登録されて移住されています。この移住に合わ

	せて、畑の購入管理をされるとのことです。兵庫県から奥出雲の農業研修生として、島根に渡れた方です。前の畑は、野菜が植えられています。次に番地ですけれども、××-×、××-×は完全に森林化して、畑としては利用できない状況でした。番地、××、××は、黒い防草シートが張ってありました。番地、××、××-×はセイタカアワダチソウが入っている状況でした。農機具等を所持されておりませんが、地域の人の協力により、管理機等を借りるとのことでした。また、農業研修生を経験しておられますから、農業に関する技術経験多少あると思います。農業をしたいという意欲の強い人でした。チェック項目についてですが。××-×、××-×以外は、草刈をして野菜づくり等できると思います。農作業常時従事要件について、邑南町の企業に就業されていますので、充実等の方策になると思います。地域との調和要件について、近隣の農家から管理機等を借りて耕作等されてます。雇用主も協力的に老朽等の世話されていました。地域との競合が取れると思います。以上のことから、ご審議の方よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございます。推進委員の沖さん。何かを付け加えることがありましたら、よろしくお願いします。
推13番	ありません。審議の方、よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、083-19の案件につきまして、ご意見、ご質問等ある方は挙手の上、質問をお願いいたします。
８　番	いいですか？
議　長	はい。服部委員。
８　番	ちょっと、参考までに聞きたいんですけど。この▲▲▲▲さんという方ですが。ちょっと立ち入った話なんですけど、おいくつぐらいなの方なんですか？。それと、お１人なんですかね？それとも、もし、もう農業やらないっていうことで、ちょっと参考にお聞きしたいんですけど・・・。。
議　長	はい。柘植委員さん。どうぞ。
１３番	女性の方です。それで、年は聞かれませんので。およそ、40前後かなとは想像します。
８　番	お１人なんですよね？
１３番	そうですね。
議　長	はい。他、ご質問ありませんでしょうか。 ちょっといいですか？柘植委員さんでお聞きします。この譲渡人の△△さんですが。経営自作面積は、今回▲▲さんに全部譲られることですけど。貸付けを受けておられますけど、面積かなりの面積の。それは、今後はどういうされるようにさえるんでしょうか？
１３番	これは、あるのは、畑だけですけども。その家の前には、今、他の方が作っておられる田んぼ等があります。ですので、そのことについて、まだ出てませんけど。本人さんが作りたいなという気持ちは思っておられますが。農機具等も実際のところ、人から借りてやってる状況ですので。果たしてどうなるかというのちょっと分かりませんけども。一応、こうやって、空き家バンクを使って、邑南町の方で。邑南町いうか。中野方でや耕作をしてやると、そうでなくても空き家が

	あるんで。空き家になって耕作ができない。耕作とか、森林化していく畑を受けるよりも。耕作を少しでもやっていただける方がおられるなら、それはいいんじゃないかとは私は思います。
議　長	それは、▲▲さんのあれですよね。△△さんが貸し付けを受け取れる面積がかなりあるんですけど・・・。
？？？	△△さんが、人に貸してるという？
議　長	そうです。
１３番	その面積については、まだこのときには話は出ていませんが。本人の希望をちょっと聞いたときには、やってみたいなという意思はありました。
議　長	それは、▲▲さんがです？
１３番	はい。▲▲さん。△△さんの方は、そこは聞いていません。
議　長	分かりました。
１３番	畑の部分で別ですので、そこまでは､聞いていませんでした。
議　長	はい。分かりました。他に、ご質問がある方いらっしゃいませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決に入りたいと思います。 083-19 の案件につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 では、続きまして、第 2 号議案に入りたいと思いますので、事務局の方。説明をよろしくお願いします。
事務局	はい。議案第 2 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。今月は 3 件です。 申請番号 084-12。農地の所在は、中野××-×。登記地目が畑。面積は 10 ㎡。申請人は□□□□さんです。転用目的は墓地です。所要面積は、土地造成が 10 ㎡。墓地が 10 ㎡です。転用の理由は、墓地を設置するためです。この土地は、第 2 二種農地です。農用地区域除外の本協議が、8 月 24 日に済んでおります。農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号により、許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号 084-13。農地の所在は中野××-×。登記地目が畑。面積が 16 ㎡。申請人は、☆☆☆☆さんです。転用目的は、墓地です。所要面積は、土地造成が 16 ㎡。墓地が 16 ㎡。墓碑が 1 ㎡です。転用の理由は申請地を整地し、墓地として利用したいです。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域除外の本協議は、本協議を 8 月 24 日に済ませております。こちらも農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号により許可できるものと判断しております。 続きまして、申請番号 084-14。農地の所在は八色石××-×。登記地目が畑。面積が 384 ㎡。同じく、八色石××-×。登記地目が畑。面積が 137 ㎡。申請人は◇◇◇◇さんです。転用目的は、農家住宅です。所要面積は、土地造成が 521 ㎡。進入路 90 ㎡。車庫 27.55 ㎡。物置 8 ㎡です。転用理由は、物置車庫及び通路を設置するためです。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 4 条第 6 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら追

	認の案件ですので、顛末書が添付されております。以上3件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、084-12の案件につきまして、担当委員の柘植委員さん。聞き取り並びに、現地確認の説明をお願いいたします。
１３番	申請番号084-12です。9月10日、15時から私と沖さんと現場確認を行いました。申請人の□□□□さん立ち会いのもと、現場確認を行いました。申請地は、議案書の地図6ページをご覧ください。石見地域、中野地区にあり。地区名で言いますと、仮屋になります。県道皆井田江津線、大竹橋から北に200ｍ入った位置になります。農用地区域除外の本協議済みです。現在の墓地は、300m離れた山の中にあり、斜面が急で雨が降ると、そのたびに土砂が流れるため直す必要があり、高齢であるため、自宅の横に墓地を新設したい。家の近くの畑に、6畳ほどに杭打ちがしてありました。問題はないと、関係の問題はないと。以上のことから、墓地の設置について、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございます。沖推進委員さん。何か、付け加えることがありましたらお願いします。
推13番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、084-12の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いいたします。
？？？	ありません。
	（意見質問なし）
議　長	はい。ないようでしたら採決に入りたいと思います。084-12の案件につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 では、続きまして、084-13の案件につきまして。同じく、担当委員の柘植委員さん。現地確認及び聞き取りの報告をお願いいたします。
１３番	はい。申請番号084-13。9月10日、木曜日。15時30分から、私と沖さんで現場確認を行いました。申請人の☆☆☆☆さん立ち会いのもと、現場確認を行いました。申請地は、議案書の地図7ページをご覧ください。石見地域、中野地区にあり、地区で言いますと、仮屋になります。国道261号線の喫茶＆＆＆より、北側に100ｍ入った位置になります。農用地区域除外本協議済みです。現在の墓地は、自宅から80m離れた山手にあり。一部、斜面の急な箇所がありますため、高齢の自分では、掃除等のできないため、自宅の横に墓を設定したいと。金賞のハウスを撤去して、6畳ほどに杭打ちしてありました。以上のことから、墓地の設置について、特に問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございます。沖推進委員さん。なんか付け加えることありましたらお願いします。
推13番	ありません。お願い致します。
議　長	はい。ありがとうございます。では、084 - 13につきまして、審議に入りたい

	と思います。ご意見、ご質問等ある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。 （意見質問なし）
？？？	ありません。
議　長	はい。ないようですので、採決に入りたいと思います。084-13 の案件につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、084-14 の案件につきまして、松崎委員欠席ですので、三上推進委員さん、現地確認並びに聞き取りの報告をお願いいたします。
推10番	失礼します。場所の方は、8 ページお願いします。現地確認ですけれども、確認する、確認は行ったんですけども。××、1 人でいきますと。私が思うに、行政書士書さんの＊＊さんが未産整理のために、書類を作る都合上。畑があったところを、今の、農家住宅として、今もう大分前に建てられて。いつ建てられたかいうのも分からないぐらい、ちょっと昔に建てられて。そこに車庫と、上に 2 階にお子さんが住んでおられました。それで建てらた時に、畑として協議してあったんですけども。農家住宅として登記してなかったので、この度未産整理のために、登記をするように、勧められて書類上の関係で、そういう専用のことを受けられたんじゃないかと言うふうに想像はしております。事務局はどう思われますか？
事務局	はい。すいません。事務局で、補足と、あと松崎委員から聞いた関係のことを補足させていただきます。三上推進委員さんがおっしゃられたようにですね。先ほどもありましたが。遺産等の処分といいますか。＊＊行政書士さんの方がされるにあたって、もう一度、この家周りの測量等を実施されたところですね。この地図にあります、申請地の部分について、農地だということが分かりました。2 ヶ所あるんですが。××-×の方には、ちょっと倉庫のようなものが建っておったりしてまして、××-×の方は、この家に向けてですね。進入路等がついているような状況になっておりました。現地はですね。ちょっと空き家になって、時間も経っているようで。農地ですが、建物等が建っているところ以外は、もう草木が繁茂しているような状況になっておってですね。きちんと、測量等をしないと、ちょっと農地とそうじゃない部分との境ってのが分からないような状況になっておりました。今回ですね。きちんと整理して、第 3 者にお譲り、もしくは処分するにあたって、先ほど 3 条のほうで説明した、この〇〇さんという方が相続を 1 度、家等もされて、今回追認ということで、農地の過去、ここについては、農業委員会への申請等をされている形跡っていうものもありませんでしたので、改めて 4 条で追認として提出をいただいて、申請の方をされたというふうに伺っております。以上です。
議　長	はい。ありがとうございます。ただいま説明がありました、084-14 の案件つきまして。ご意見、ご質問等ある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。
3　番	すみません。確認なんですが。
議　長	はい。

３　番	よろしいですか？8ページの図面なんですが。結局これは、第3の申請の●●さんと同じ図面を使っておるということですね。8ページで××とか××もついてるけど・・・。
事務局	はい。すいません。これは、同じといいますか、そうです。同じ、1枚に入るということで、こういうふうになっております。
３　番	2ページと一緒に・・・。
事務局	ですね。特にこれ、ここで真ん中よりちょっと上側にある、大きいところについては、今回の4条申請とは関係ないです。＄＄＄＄さんという、家の周りの2筆でだけが。今回の4条申請になります。
議　長	はい。他は、ご質問ありませんでしょうか。ありませんか？ （意見質問なし）
？？？	ありません。
議　長	はい。ないようですので、084-14の案件について、採決に入りたいと思います。この案件に、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 では、続きまして、第3号議案に入りたいと思いますが。事務局、これ1枚・・。ありますけど。説明をお願いいたします。
事務局	はい。すいません。今日配布させていただいた資料の中に、10ページ11ページのですね。差し替えを配らさせていただいております。修正としましては、11ページの方の、ちょっと転用の用途とかのところがですね。ちょっとすいません。記載ミスがありましたので、修正しておりますので、今日配布したものを確認していただければと思います。
議　長	はい。では、説明をお願いいたします。
事務局	はい。そうすると、議案第3号農地法第5条の規定による許可について。今月は8件です。 始めに、申請番号085-9。農地の所在は、井原××。登記地目が田。面積が2435㎡。有償の賃貸借権の設定です。譲渡人は▽▽▽▽さん。譲受人は凸凸凸です。転用目的は、駐車場及び資材置き場です。申請理由は、井原コミュニティセンター造成工事の駐車場として利用するためです。所要面積ですが、土地造成が2435㎡。駐車場77台分。940㎡。通路が826㎡です。この土地ですが、第1種農地です。この農地は、農用地区域除外の本協議を4月6日に済ませております。こちら、農地法第5条第2項ただし書きにより、許可できるものと判断しております。こちら、一時転用になっております。 続きまして、申請番号085-10。農地の所在は、鱒渕××-×。登記地目が田。面積が355㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は◎◎◎◎さん。譲受人は⊙⊙⊙⊙さんです。転用目的は農家住宅で、申請理由は、賃貸住宅が手狭になったため、実家に近い申請地に住宅を建築したいです。所要面積は、土地造成が355㎡。個人住宅が112.2㎡です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外の本協議を8月24日に済ませております。こちら、農地法第5条第2項ただし書きにより許

	可できるものと判断しております。 　続きまして、申請番号 085-11。農地の所在は、上田××-×。登記地目が田。面積が 342 ㎡。有償の賃貸借権の設定です。譲渡人は✚✚✚✚さんの相続人代表○○○○さん。譲受人は●●●●●です。転用目的は、駐車場資材置き場で。申請理由は、三江線配線に伴う撤去作業用地です。所要面積は、土地造成が 342 ㎡。施工ヤードは 270 ㎡です。この土地は、第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら、一時転用になります。 　続きまして、申請番号 085-12。農地の所在は、中野××-×。登記地目が畑。面積が 84 ㎡。無償の使用貸借権の設定です。譲渡人は△△△△さん、▲▲▲▲さん。譲受人は✖✖✖です。転用目的は、合併浄化槽の設置で。申請理由は、集会所のトイレを改修にするにあたり、浄化槽を設置するためです。所要面積は、土地造成が 84 ㎡。合併浄化槽が 5 ㎡です。すいません。ちょっと抜けておりました。この土地については、こちら第 2 種農地です。表の地種のところに、第 2 種農地とすいません。追記、お願いします。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。 　続きまして、申請番号 085-13。農地の所在は、阿須那××。登記地目が田。面積が 895 ㎡の内、116 ㎡。同じく、阿須那××-×。登記地目が田。面積が 737 ㎡の内、197 ㎡。同じく、阿須那××-×。登記地目が田。面積は 109 ㎡の内 21 ㎡。無償の使用貸借権の設定です。譲渡人は□□□□さん。譲受人は⏠⏠⏠です。転用目的は、工事用道路で。申請理由は、柳迫ため池廃止工事に伴う工事用道路設置のためです。所要面積は、土地造成が 334 ㎡。工事用道路が 334 ㎡です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちらも、一時転用になります。 　続きまして、申請番号 085-14。農地の所在は阿須那××。登記地目が田。面積は 1498 ㎡の内、130 ㎡。無償の使用貸借権の設定です。譲渡人は☆☆☆☆さん。譲受人は⏠⏠⏠です。転用目的は、工事用道路で。申請理由は、柳迫ため池廃止工事に伴う工事用道路設置のためです。所要面積は、土地造成が 130 ㎡。工事用道路が 130 ㎡です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら、一時転用になります。 　続きまして、申請番号 085-15。農地の所在は、中野××-×。登記地目が田。面積が 113 ㎡。同じく、中野××-×。登記地目が畑。面積が 581 ㎡。有償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇さん、◆◆◆◆さん、ＧＧＧＧさんです。譲受人は★★★★★です。転用目的は、自動車教習所で。申請理由は、申請地買い受け石見自動車教習所の用地として利用するためです。この土地ですが、第 2 種農地です。農用地区域外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら、追認の案件ですので、顛末書が添付されております。

	続きまして、申請番号 085-16。農地の所在は、上亀谷××-×。登記地目が田。面積が 473 ㎡。有償の賃貸借権の設定です。譲渡人は▼▼▼▼さん。譲受人は■■■■さんです。転用目的は、店舗等の施設で。申請理由は、タイヤショップの店舗とするためです。所要面積は、土地造成が 473 ㎡。店舗が 93 ㎡です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域以外です。農地法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可できるものと判断しております。こちら追認の案件ですので、顛末書が添付されております。以上 8 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、085-9 の案件につきまして、担当の藤井委員さんの方から、聞き取り並びに現地確認の報告をお願いいたします。
3　番	はい。それでは、085-9 の申請につきまして、ご説明させていただきます。9 月の 14 日に、柘植推進委員と午後 1 時半に、これは譲受人であります。〇〇〇〇の職員と、現地確認及び聞き取りを行わさせていただきました。12 ページをご覧いただきたいと思いますが。これが地域ということで一番わかりやすいかなと思います。国道 261 沿いで、ふれあい市場雲井の里がございますが。道路面して、この雲井の里の向かい側の田んぼということで、これについては、おおなんケーブテレビ等でも地区のテレビでやってますが。井原地区の方で、一番目立つ田んぼがあると思いますが。あそこが現場であるということでございます。なお、聞き取りでございます。他の土地については、もうすでに土地の造成等の許可を取って、今機構づくりということで、道路の関係につきましては、今年度 9 年 3 月末で一応終了と。いうことで、今後、来年の 4 月から建物を建築に入るということで。そのために、この井原のコニュニティーセンター建築に伴っての駐車場と資材置き場に利用したいという理由でございます。これについては、工期としては、令和 10 年の 8 月を目途にやっていくということにお取りをしております。これにつきましては、チェックシート等で確認をさせていただきまして。立地条件基準等につきましては、ここに書いてありますが、除外の登記済みということと、一般基準についての確実性とか、周辺農地への影響については別に影響がないと。いうことで、これ一時転用でございますので。また元に戻すと、いうことでございます。これにつきましては、現在まだ、きぬむすめがまだ。稲刈りはまだ終わっておりませんので、一応稲刈りが終了後に、借り受けをして、それから、工事終了後に、ここの現状の回復に持っていくということで、決まりでございます。3 年以内の方には、原則 3 年以内で原状回復するということは、きちんとやっていくということを報告を受けております。ただ、懸念につきましては、3 年の方に戻ったときにですね。渡人の▽▽さん等もこれが高いので農地が残るが、作付等についてはどう、今後どうかなというふうに危惧をしております。以上、簡単でございますが。テキスト等を確認しながら、問題ないということでございますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。柘植推進委員さん。何か付け加えることありましたら、よろしくお願いします。
推14番	ありません。
議　長	はい。ありがとうございます。では、ただいま説明ました。085-9 につきまし

	て、ご意見、ご質問等ある方は挙手の上、ご意見を発言してください。 ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
？？？	ありません。
議　長	はい。ないようでしたら、採決に入りたいと思います。085-9 の案件につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、085-10 の案件につきまして。担当の服部信彦委員さん。聞き取り並びに、現地確認の報告をお願いいたします。
８　番	085-10 についてご説明をいたします。9 月の 13 日の日にですね。夕方、田中推進委員さんと 2 人で、◎⦿さんと。両方◎⦿さんですかね。受け人方の⦿⦿さんに面談をし、現地確認をして参りました。春の除外申請のときと、除外申請の協議してもらったときと内容は変わっておりません。そっちのですね。ちゃんと綺麗に除草をされておりまして、特に変わった状況はございません。前回も、ご説明しましたけど。特に、排水のこと。或いは日照等をですね。周りの作物に影響特にございませんでしたが。若干、住宅に対して土地の××というようなことも当時あったんですが。地図を、異常なと思うんですが。ちょっと段地になっておりまして。××がないところで、この下の部分ちょっとありまして。実際として使えるのは、目いっぱいの皆さんには使えないという形になっております。こちら 13 ページの、四角のちょっと♣♣♣♣さんから見て下の方ですね。あそこはもう、×××ことでございますけども。当然、全部全部使えるイメージじゃないとことでございます。特に変わったこともなくて、前回も、私のとこに問題ないと思いますが。協議ほど、よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。田中推進員さん。何か付け加えることがありましたらお願いします。
推 6 番	よろしく。お願い致します。
議　長	はい。ありがとうございます。では、ただいま説明ありました。085-10 の案件について。ご意見、ご質問等ある方の挙手をお願いいたします。 ありませんでしょうか？ （意見質問なし）
？？？	ありません。
議　長	はい。ないようですので、085-10 の案件について審議に入りたいと思います。この案件につきまして、賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、085-11 の案件につきまして。担当の三上委員さん。現地確認並びに聞き取りの報告をお願いいたします。
１０番	はい。085-11 の件に関して、説明したいと思います。場所の方ですけど、14 ページの地図を見ていただきますと。これ縮尺はあまり詳しく出とるんで。位置

	関係があまり分からないと思いますが。左手側が下流側の口羽の方です。右手に旧甲田駅。っていう感じです。大体、両国橋の境目の両国橋のあたりから、上流に向けて１㎞ぐらい登ったところになります。現場の方ですけど。他の土地は、ちょっと木が繁茂したりしておるんですけど。この××-×に関しては、若干、手入れがしてあるような感じの土地になっております。調査のための、除草とかされるんではないかなと思って見ておりました。現地調査は今月の 20 日に、高橋推進委員と一緒に現地の方を確認して、先ほど説明したような状態のところを確認しています。その一時転用で、橋梁の撤去の作業用地ということで申請が出ております。この●●●●の××でも数多く、JR に関しての仕事をされておるので、仕事に関しては問題ないと思います。聞き取りの方も高橋推進委員さんが、相続代表人である〇〇さんと同級生ということで。〇〇さんの声、高橋さんが聞かれております。実践ということで現状復旧は必ずする。ということで話を聞いておりますので、お聞きしたということでした。補足があれば、高橋推進委員さんが聞き取りに関しては説明されるかと思います。以上です。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。高橋委員さん何か補足することがありましたら、よろしくお願いします。
推２番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、ただいま説明のありました。085-11 の案件につきまして。ご意見、ご質問等のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。
？？？	ありません。
	(意見質問なし)
議　長	はい。ないようですので、085-11 の案件につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、085-12 の案件につきまして。担当の柘植委員さん。現地確認並びに聞き取りの報告をお願いいたします。
１３番	はい。申請番号 085-12 です。9 月 9 日。17 時から、私と沖さんで現場確認を行いました。申請人の✖✖✖の班長、＋＋＋＋さんにも立ち会いのもと。現場確認を行いました。広島在中の 2 名の貸主と連絡が取れない為、9 月 18 日に代理人の§§行政書士に貸し主の意向を確認しました。委任状が出ていますので、大丈夫であると思いますという意見をいただきました。申請地ですけれども、議案書の地図 15 ページをご覧ください。石見地域中野地区にあり。地区名で言いますと上茅場になります。農道南線。農協の育苗センターを下った位置にあります。上茅場集会所の裏手にある三角のこの畑 84 ページです。現状は耕作されておらず、集会所の関係者の方が、草刈等をして管理されておられます。集会所のトイレ改修に伴い、浄化槽を設置する場所としては、集会所前は道路が通っており。

	向かって左手は水田で耕作されており、右手は崖になっているため、他に選択肢はなく。転用申請となって合併浄化槽設置による、生活排水の処理については、近くを茅場川があり問題ないと思われます。チェック項目ですけども、立地基準については問題ないと思われます。一般基準の中の確実性ですけれども。集落の合意ですし、合併浄化槽は邑南町も加っていますので実施されると思われます。周囲の農地への影響等は問題ないと思われます。以上のことから、合併浄化槽の設置について、特に問題ないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。沖推進員さん。何か付け加えることがありましたらお願いいたします。
推13番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、085-12の案件につきまして、ご意見、ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いいたします。 ちょっと、ないようでしたら、私が事務局の方に。これは、地番が1つしかないのに譲渡人が2名おられるのは、これはどうことでしょうか？
事務局	これは、共有持ち分になっておりまして。この2名の方の2分の1ずつで、共有名義でなっております。ちょっと、この後出てくるのも、ちょっと何名かおられるやつについてはもう完全共有でということで、はい。
議　長	はい。分かりました。他、ご質問等ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。他、ないようですので、085-12の案件につきまして。採決に入りたいと思います。賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 続きまして、085-13の案件につきまして。13と14は、担当の種委員さんから、ご説明がありましたが。同じ場所で、同じA4ビューですので。まとめて種委員さんに説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。
５　番	失礼をいたします。農地法第5条。申請番号085-13と14について説明をいたします。ただいま言われましたように。同一場所で、関連性がありますので、一緒に説明をいたします。まず、場所ですが、16ページの地図をご覧ください。県道浜作線沿いに、町立の阿須那小学校があるんですが。その横から、町道阿須那後山線があり、地図では、左下から左上に伸びている道路が阿須那落合線です。その小学校より3㎞の時点で、細貝集落に位置します。20日、日曜日14時から☆☆☆☆さん、□□□□さんは、施設の方に入っておられますので。その代理として、地域内に嫁いでおられます、娘さんの＠＠＠＠さんに立会してもらい。山根推進員と面談をして話を聞くことができました。昭和58年の災害時にため池より反乱をして、水田に土砂が流れ込んで、その土砂を利用して補助整備工事がなされ。当分は、そのため池の水を利用して米も作っていたとのことです。現在は、耕作も止められておられまして。ため池からの水も使用されていないということで、☆☆さんが7年前から、災害防止のために、池の廃止を希望されていて、

	今回の案件になったとのことです。ちなみに、池大きさは、幅 20m。奥行き 10ｍぐらいで、深さは濁っていて分からなかったんですが。多分 1m以上はあるだろうということです。現在の状況ですが、工事発注もされ、施工業者も決まり、着工準備工事として仮設道路の草刈をされている状態です。チェックシートを参考に現地確認をしましたが。何の問題はないと判断しました。以上、どうかよろしくお願いをいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。山根推進委員さん。何か付け加えることがありましたらお願いいたします。
推１番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。この案件は、別々ですので、まずは 085-13 の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。
２　番	あの、すいません。
議　長	はい。植田委員さん、どうぞ。
２　番	このため池いうのは、場所的にはこの黒く塗ってあるところなんでしょうか？それで、今回の申請の細貝さんの横のところへ、作られるということで。それからため池までは道路が？
５　番	道路は付けられると思うんですが。いや、山林なもんで。今回の畑や田んぼでないので、該当に上がってないと思います。山林で、今山がありまして。ピンクテープやら張って、伐採もするようになっておりました。
２　番	はい。分かりました。
議　長	他、ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、085-13 の案件につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、085-13 が許可相当と認めます。 では、続きまして 085-14 の案件につきまして、ご意見、ご質問等ある方の挙手をお願いいたします。 ありませんでしょうか。
？？？	ありません。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、085-14 の案件につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 服部委員、どうでしょうか？ （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 では、続きまして、085-15 の案件につきまして。担当の柘植委員さん。現地確

	認並びに聞き取りの報告をお願いいたします。
１３番	はい。申請番号 085-15。9 月 10 日××から、私と沖さんで現場確認をおこないました。石見自動車教習センターの社長ＤＤＤＤさんの立ち会いのもと、現場を確認いたしました。話をお聞きいたし、申請にあたっては、ＫＫＫＫさんにお願いをしてるとの事でした。譲渡人の 3 名については、親族関係であります。◇◇◇◇さんに直接会い、所有権にて関することは 3 名とも了解済であることを聞きました。申請地は、議案書の地図、17 ページをご覧ください。石見地域、中野地区あり、石見自動車教習所センター。株式会社ワイテックがあるところです。昭和 43 年に山林であった場所を土地造成して、自動車教習所を開設したとのことです。このたび、自動車教習所の境界確認調査をＫＫＫＫ土地家屋調査士に依頼した中で、自動車教習所内に畑が存在することが分かり、この申請になったとのことでした。5 月ごろ事実が分かったということです。この 2 ヶ所の土地は、自動車教習所として使用されており。舗装された状況でした。現状において、田畑は存在していません。××もですが、立地基準については問題ないと思います。一般基準について、確実性ですけども。3 人の親族や話し合いが済です。問題はありません。周囲に農地はなく、農地への影響等は問題ないと思われます。以上のことから、所有権移転について、特に問題ないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。沖推進委員さん。何か、付け加えることがありましたらお願いします。
推13番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、ただいま説明ありました。085-15 の案件につきまして、ご意見、ご質問等ある方は挙手のうえ発言をお願いいたします。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、085-15 の案件につきまして、ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで許可相当と認めます。 続きまして、085-16 の案件につきまして。担当の服部委員さん。現地確認並びに聞き取りの報告をお願いいたします。
８　番	よろしくお願いします。085-16 について説明をいたします。9 月 11 日の日、夕方ですね。沼田推進と、現地確認及び受人の■■■■さんに面談をして参りました。場所はですね。国道 261 号線の、皆さん通られた時に見られると思いますが。タイヤショップミカミっていう看板が立ってる場所でございます。集落でいうと、朝原集落になります。まず、ザーッと国道沿いにあるタイヤショップでございます。ちょっと、私もちょっとびっくりしたんですけども。■■さんにですね。面談をして、状況を確認しました。そうしますと。店舗を建てられて、もう 47 年になるそうです。47 年前に、持ち主であります。今、▼▼さんという名義になっておりますが。こちらの地図のタイヤショップの横に￥￥っていう。家があるんですが。元々￥￥さんが所有されてた土地でございまして。当時 47 年前

	に■■さんがこちらで、商売をしたいと。タイヤショップをやりたいということで、￥￥さんにその土地を借りるという事で借りられたそうです。毎年、年々借りる形でやって賃貸料をお支払いを例年が 47 年間ずっとされてたそうでございます。■■さんのですね。息子さんに、今度渡すにあたって。借りてる土地とかを購入したいと。そういう思いがあって、▼▼さんの方にお話をしたところ。▼▼さんもですね。資産を処分できるものはしていきたいと。いうお互いのそういう合意がえられまして。それじゃ、名義をかいかえるのに、§§司法書士さんに依頼をされたそうです。そうしましたら、農地であると。お互いに、▼▼さんに確認したところ。固定資産税では、ずっと宅地の形でずっと支払われてたそうでございます。それに伴う家賃を支払いをされてたということで。売るにあたっては当然、評価額にしないといけないんで。納税証明書の評価を見たときも、なんか宅地になってたもんですから。当然宅地だろうということで、司法書士さんにお願いをしたら。農地であったと。そういうことで、ちょっと追認という形にはなるんですが。この度、また新たに、一番最初の人体に戻して、そのあと、多分譲渡という形にはなるかと思いますが。そういった状況でございます。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。沼田推進委員さんは、今日は欠席ですので。この案件について、審議に入りたいと思います。085-16 につきまして、ご意見、ご質問等のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。
議　長	ちょっと、服部委員さんに。
８　番	はい。
議　長	先ほどの説明で、ここに書かれてる￥￥さんさんの方からは、土地を借りられて。この契約は▼▼さんになってますけど。どういったことなんです？
８　番	▼▼さんは、今、娘さんなんですけど。嫁にいかれたので、▼▼ということで。相続を▼▼さんがされて。近くに住んでらっしゃるんですけど。今、娘さんが住んでらっしゃる。ですから￥￥さんからすると、お孫さんが今、そちらの地番の家に住んでおられるんですが。その家の周りの田畑も含めて、処分したいなという。この中でたまたま。今回の件になりました。
議　長	はい。わかりました。他に、ご質問等ありましたらお願いいたします。
？？？	ありません。
	（意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、085-16 の案件につきまして、採決に入りたいと思います。ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、許可相当と認めます。 では、続きまして、4 号議案の除外申請。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい。議案第 4 号、邑南農業振興地域整備計画の変更について。農用地区域からの除外が 3 件です。 除外について除外の整理番号 1。農地の所在は、邑南町八色石××-×の一部。登記地目が田。面積が 985 ㎡の内 50 ㎡。土地所有者は、○○○○さんで。事業

	計画者も○○○○さんです。除外する理由は、墓地で。農地法上の許可条項は、農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号です。農地区分は第 2 種農地です。 　続きまして、除外の整理番号 2。農地の所在が、邑南町日和××−×の一部。登記地目が田。面積が 1336 ㎡の内 55 ㎡。土地所有者は、△△△△さんで。事業計画者は▲▲▲▲さんです。除外する理由は、個人住宅で。農地法上の許可条項は、施行規則第 33 条第 1 項第 4 号で。農地区分は第 1 種農地です。 　続きまして、除外の整理番号 3。農地の所在は邑南町日和××−×。登記地目が田。面積が 1163 ㎡の内 141 ㎡。土地所有者は、□□□□さんで。事業計画者は▲▲▲▲さんです。除外する理由は、個人住宅で。農地法上の許可条項は、施行規則第 33 条第 1 項第 4 号。農地区分は第 1 種農地です。以上 3 件です。
議　長	はい。ありがとうございました。では、除外申請のＢ−5 につきまして。松﨑担当委員は欠席ですので。三上推進委員さん。現地確認並びに聞き取りの報告をお願いいたします。
推10番	現地確認は、申請者の○○さんと一緒に見に行かさせてもらいました。今現在の場所は、ちょっと遠くにあるもんで、近くに持って行きたいということで、すぐ、実家のすぐ裏の今田んぼの方となっておりますけれども、今現在、田んぼ作っておられません。現地に行ったら、もう、杭も打って。すぐに仕事ができるように準備がしてありました。それで隣の、ＲＲさんとＰＰさん。またＦＦＦＦさんですけども。でも、3 件とも許可を得て印鑑もとってあるということで、何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。Ｂ−5 の除外申請につきまして。ご意見、ご質問等のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 　ありませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、除外申請のＢ−5 の案件につきまして。ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。除外申請のＢ−5。全員賛成ということで許可相当と認めます。 　続いて、Ｃ−5 と・・・・。これ、一緒になんるんですかね？
事務局	2、3。はい。整理番号・・。
議　長	整理番号 2−Ｃ−5 の 2 と 3 は事業計画者が、▲▲さん。同じですので。大石委員さん。一緒に、現地確認並びに説明をお願いいたします。
9　番	はい。失礼いたします。Ｃ−5 整理番号 2 番 3 番。計画が同じなので、一緒に説明をさせていただきます。21 ページの地図の方をご覧ください。申請地、▲▲と書いてあるところですが。その下に、左に向かって道路が走っておって、下に向かっておりますが。ここから 4、500ｍと行ったところが日和の郵便局というところでございます。左へ行くと、桜江町に抜ける日桜ロードから、100ｍぐらいのことが入ったところに申請地があります。それで、この伊達さんは広島に住んでおられまして。年に、数回。ここに帰っておられて。いろいろと見ておられると

	いう状況でございまして。現地には、すでに大きな家が建っております。和田推進委員さんによると、ちょうど40年ぐらい前に建てられたのを記憶しているということでございました。今になって、40年前のことが出てきたかというと。お父様が亡くなられた後、もう何年も前になりましたが。そのあと借家として貸しておられます。長い、借用しておられましたが。その方々が転居されて。それからは、空き家となっておりました。空き家バンクに登録したいということで、それなら、きちんと調査をして、書類図面等がないと登録ができないということで、土地家屋調査士さんに依頼をされて調べられたところ。農地のままの土地が2ヶ所ほどあったと。いうことで、この修正になったようです。土地所有者の△△さん。□□さん。□□□□さんは、もう高齢で。息子さんの方から話を聞かしていただきましたが。両名とも、ひと世代前の話なので。お父様からの経緯みたいなものは聞いていない。いうことで、何でこんなことになったのかということがなかなか、聞き取りましたが分からない。いうことでございまして。とりあえず、空き家バンクとして登録したいということで、ご本人様方と▲▲さんお話をされて、除外申請を先にされて。それから後に、転用を所有権移転というようなことになるんじゃないかなと。調査士さんの方からも聞かせていただきました。現地は周囲に排水路等が整備されております。それから、ブロック積みが他方向。ちょうど土地所有者の方々の方に、ブロックが施行されておりまして。崩れることはないかなと思います。それから、この家によって、×××が出るというような形もございませんでした。ということで周囲の農地の影響の大きな影響はないのかなと見させていただきました。よろしく、ご審議お願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。和田推進委員さん。何か付け加えることがありましたらお願いいたします。
推16番	ありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、これ別々の案件ですので。除外のC-5-2の案件につきまして。ご意見、ご質問等のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。
？？？	ありません。
	(意見質問なし)
議　長	はい。ないんですので、C-5-2案件につきまして。ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議　長	はい。ありがとうございます。C-5-2の案件につきまして、全員賛成ということで許可相当と認めます。 では、続きまして、C-5-3の除外申請につきまして。ご意見、ご質問等ある方の発言をお願いいたします。 ありませんでしょうか。
？？？	ありません。
	(意見質問なし)

議　長	はい。ないようですので、除外の C-5-3 の案件につきまして。ご賛同いただける方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全員賛成ということで、C-5-3 の案件は許可相当と認めます。これで、議案の方は終わりました。どうしましょうか。休憩をとりましょうか？このまま続けましょうか？
４　番	続けてやりましょう。
議　長	はい。それでは、続けて報告の第 1 号になりますが。これは 1 件、1 件説明をいたしませんので。皆さんの方で確認をいただいて。ご質問等ある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。 ～ご覧中～
議　長	あっせん希望のない方はどうなるんでしょう。50 番の・・。
事務局	あっせん希望が、ありなしがない方ですね。これ、書類を死亡後の手続きの時に、出していただくんですが。ありなしどちらかにも丸を出していただくんです。この場合はどちらにも記載がなかったということで、空欄になっております。
議　長	はい。分かりました。他、ありませんでしょうか。 （意見質問なし）
議　長	はい。ないようですので、報告の第 1 号は、これで終了とさせていただきます。これで、本日の議題は終了させていただきます。ありがとうございました。 （その他） （1）事務連絡 （2）その他 次回の総会は、10 月 20 日（火）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印